



EY Taiwan
JBS NEWSLETTER

January 2023

EY Taiwan JBS NEWSLETTER - January 2023 -

外国人に適用される台湾の退職金 規定と退職所得にかかる課税に ついて

本ニュースレターの内容は、一般的情報をご参考までに提供するものです。具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

- はじめに

近年、グローバル人材の交流はさらに高まり続けています。

この中、台湾は、社会の安定、治安の良さ、高い医療体制、及び友好的国民性などのメリットにより、長期間居住している外国人や長期間勤務する外国人も多く、定年退職後の海外移住先としても人気となっています。

これに関連して、今回は、外国人従業員に適用される台湾退職金の関連規定、外国人の退職金取得事例、及び退職金取得時の課税規定と課税分析について整理をしてお伝えします。

- 今回お伝えしたいポイント

- 外国人従業員に適用される台湾退職金の関連規定
- 外国人の退職金取得事例
- 外国人の退職金取得時の課税規定と課税分析

外国人従業員に適用される台湾退職金の関連規定

増え続ける台湾で働く外国人・・・に対する退職金について理解していますか

冒頭の通り、近年、台湾に長期間居住する外国人や長期間勤務する外国人も増えています。

しかしながら、一般的に、外国人従業員に対して台湾の退職金制度を適用することが比較的難しいため、会社は関連する退職金の拠出、及び支給手続きを見逃すケースもあります。また、台湾駐在期間中に外国人従業員が退職申請を行い、海外の親会社から関連する給付を受けた場合、台湾における個人所得税の申告、納税義務も発生します。

今回は、外国人従業員に適用される台湾退職金の関連規定、外国人の退職金取得事例、及び退職金取得時の課税規定と課税分析を整理します。

外国人従業員に適用される台湾退職金の関連規定



実務上、外国人従業員に対して台湾の退職金制度を適用することは比較的難しく、会社は、関連する退職金の拠出、支給手続きを見逃してしまうこともある一方、法令規定に基づき、関連規定に該当する外国人従業員には台湾の退職金制度を享受する権利があります。

台湾の退職金制度には、旧退職金制度、新退職金制度の二種類があります。

旧退職金制度は、労働基準法に基づき、関連規定に該当する労働者（外国人を含む）が給付条件を満たした場合、退職金を受給することができます。

他方、新退職金制度は、労働者定年退職金条例に基づき、定年退職前に退職金を拠出する形式が取られ、拠出対象には、台湾人、外国籍の配偶者、中国籍・香港籍・マカオ籍の配偶者、永住権を有する外国人が含まれています。

外国人に適用される2種類の台湾退職金規定の概要は以下の通りです。

| | 居留証を有する外国人 | 永住権を有する外国人 |
|------------|--|--|
| 法令 | 労働基準法 | 労働者定年退職金条例 |
| 適用される退職金制度 | 旧退職金制度 | 新退職金制度 |
| 積立方法 | 雇用者の積立拠出負担：拠出率は選択可能（雇用主は、労働者の賃金総額の2%から15%を毎月拠出） 労働者の積立拠出負担：労働者の負担は不要 | 雇用者の積立拠出負担：毎月、労働者の賃金総額の6%以上は強制拠出 労働者の積立拠出負担：労働者は賃金月額 の6%以内を任意で拠出可能 |
| 退職金の受給条件 | 下記いずれかの条件を満たすこと（同一雇用者） <ul style="list-style-type: none"> 勤続15年以上、満55歳に達する場合 勤続10年以上、満60歳に達する場合 勤続25年以上 | 満60歳に達する場合 |

外国人の退職金取得事例

外国人の退職金取得事例

一般的には、外国人従業員が定年退職まで台湾で働くことは多くはありません。前述の関連規定の通り、外国人従業員に労働基準法に定められる旧退職金制度が適用されるためには、台湾で25年以上勤務する必要があります。また、労働者定年退職金条例に定められる新退職金制度が適用されるためには永住権の取得が必須です。両者の条件を満たすことは必ずしも容易ではないことから、会社は関連する退職金の拠出、支給手続きを見逃してしまうこともあります。

しかしながら、関連規定を深掘りすると、外国人従業員が(同一会社で)10年以上勤務し、かつ満60歳に達した場合には旧退職金制度を適用することができます。同時に、近年、「外国専門人材延攬及雇用法(外国籍専門人材招聘及び雇用法)」の改定により、外国人向けの永住権の申請資格が緩和されたため(該当者については、連続居留の条件が5年から3年へ短縮)、外国人従業員に新退職金制度が適用されるケースが増えています。

以下、2つの関連する議題と事例について説明します。

議題一：外国人従業員の新、旧それぞれの退職金制度の取得資格について



通常、台湾に派遣・駐在される外国人については、短期派遣の場合は数ヶ月から1年まで、長期派遣や駐在の場合は3年から5年までが多く、台湾の退職金受給資格を満たさないと考えがちですが、実際には、外国人従業員に台湾退職金制度が適用可能となることは少なくありません。

例を挙げて説明します。

例えば、中年のベテラン外国人が管理職として台湾に派遣される場合には、一般的に「外国特定専門人材」の就労許可を取得するケースが多く見受けられます。もし、派遣後、長期的に台湾に駐在し、さらに永住権を取得した場合、会社は、この管理職が台湾の新、旧退職金制度を適用できるか確認する必要があります。

さらに留意すべき点として、2019年5月17日に施行された「労働者定年退職金条例」の改正条文によって、永住権を取得した外国人には新退職金制度が適用されることになったことです。なお、施行日前に入社し、労働基準法に定められる旧退職金制度が適用される外国人の場合には、引き続き旧退職金制度を適用することができます。

議題二：台湾派遣期間に外国人従業員が海外から退職金を取得する場合



もう一つの議題は、海外本社から受給された退職所得が、台湾で個人所得税の申告、納税が不要だという誤解です。引き続き、前述の事例で説明します。

当該ベテランの外国人が、管理職として台湾に派遣されたものの、台湾の新、旧それぞれの退職金制度を適用することができず、他方で、派遣期間中に本社へ定年退職を申請し、海外から関連する退職金を受給したとします。

これに対して、もし、台湾会社が当該退職金の一部を負担した場合、会社はその負担分の源泉徴収、申告を行わなければならない。

また、台湾会社が源泉徴収、申告の義務が無い場合でも、従業員本人は、受給した退職金のうち台湾源泉所得分について、個人所得税の申告、納税を行う必要があります。

外国人の退職金取得時の課税規定と課税分析

外国人従業員に旧退職金制度が適用される場合とは



事例一：外国人従業員に旧退職金制度が適用される事例分析

ブラジル籍の従業員A氏は、元々ブラジルのA社で勤務していました。50歳の時、本社より台湾支社へ管理者として派遣を命じられました（委任関係ではなく雇用関係での派遣）。所定の3年間の派遣期間が終了しましたが3年間の延長がなされ（この時、満56歳）、さらに引き続き台湾支社に雇用されたまま4年が過ぎ定年退職をすることになりました。この従業員は永住権を取得していないため新退職金制度は適用されませんが、台湾における勤続期間が10年に及び、かつ満60歳に達したため、旧退職金制度の申請資格に該当します。

該当する退職金の計算方法は下記の通りとなります。

- まず、制度として「基数」という単位をもって退職金が計算されます。15年までの勤続年数1年ごとに2基数、16年以降は1年ごとに1基数、最高45基数まで計算され、半年未満の場合は半年として計算し、半年を超えた場合、1年として計算されます。
従業員A氏の事例では、基数の計算は10年 × 2基数 = 20基数となります。
- さらに、退職金の支給基準は「定年退職を認めた時の1か月の平均賃金」となります。ここでは、NT\$10万元と仮定します。
平均賃金NT\$10万元 × 20基数 = 退職金合計NT\$ 200万元

外国人従業員が海外から退職金を取得した場合の留意点



事例二：台湾派遣期間中に外国人従業員が海外から退職金を取得した場合

日本籍従業員B氏は、2010年4月に日本のB社に入社しました。2017年4月に本社の指示で台湾支社へ派遣されました。2022年6月に派遣期間が終了し、同時に、該当従業員は定年退職を申請し、日本から退職金（約NT\$370万元）の給付を受けました。

該当従業員には、B社の在職期間の一部に台湾派遣期間が含まれるため、退職金の一部は台湾源泉所得としてみなされ、個人所得税に加算して申告する必要があります。

計算方法は下記通りです。

- 台湾源泉所得に帰属する退職所得：
NT\$370万元 × 4.5年（台湾派遣期間） / 12.5年（B社勤続年数） = NT\$1,332,000元
- 退職所得の課税相当額はNT\$243,000元となり、従業員Bは2022年の台湾個人所得税に加算して申告する必要があります。

| 課税規定 | 計算方法 |
|--|--|
| 188,000元に勤続年数を乗じて算出した金額以下の部分は免税 | 退職所得1,332,000元のうち、188,000 × 4.5年 = 846,000元は免税 |
| 188,000元に勤続年数を乗じて算出した金額以上、377,000元に勤続年数を乗じて算出した金額以下の部分の50%は課税所得として申告 | (1,332,000 - 846,000) / 2 = 243,000元は課税所得として申告 |
| 377,000元に勤続年数を乗じて算出した金額以上の部分の100%は課税所得として申告 | 本事例では適用なし |

最後に



EYの考察とアドバイス

会社は、退職金積立に関する雇用者の義務及び退職金申請に関する規定を十分に理解する必要があります。

また、従業員の権利を守り、法令規定に遵守して適時に対応できるよう、外国人従業員に対しても、在留資格に変更がある場合(例えば永住権の取得)、自ら告知するよう注意喚起することも会社の対応として必要です。

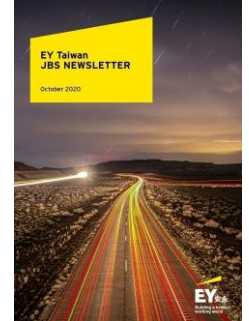
今回の内容について、ご不明な点やより詳細な相談が必要な場合は、最終ページに記載の弊所担当までお気軽にお問い合わせください。



JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々々の会計、税務、法令にかかるトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



バックナンバー

| 発行月 | タイトル |
|----------|--|
| 2022年12月 | 移転価格税制上の留意事項(営業外の投資、比較可能対象等) |
| 2022年11月 | 入境開放-アフターパンデミックでの人材異動に係る台湾入境ガイド |
| 2022年10月 | 国境を越えたりリモートワークの課題 |
| 2022年9月 | 台湾における移転価格報告書の注意事項と個別取引テストについて |
| 2022年8月 | 外国特定専門人材の申請方法-ゴールドカード vs 就労許可 |
| 2022年7月 | 産業創新条例のポイントとよくある質問 |
| 2022年6月 | 改めて整理しておきたい日台租税協定の適用 |
| 2022年5月 | コロナ禍における董事会、株主総会開催方法の整理と感染拡大に伴う所得税申告期限等の延長 |
| 2022年4月 | 外国人従業員に係る個人所得税申告の留意点 |
| 2022年3月 | 台湾税務当局の注意喚起を踏まえた税務上の基本事項と留意事項(棚卸資産の廃棄と支払手数料) |
| 2022年2月 | 台湾税務当局の注意喚起を踏まえた会計・税務上の基本事項と留意事項(売上計上時点、売上値引の計上) |
| 2022年1月 | 台湾における外国人に対する減税の検討-新旧制度把握 |
| 2021年12月 | 台湾における外国人の3大重点ポイント(台湾入境・租税優遇・給与税務申告) |

バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、またはEY担当者までご連絡ください。

EY Taiwan JBS その他刊行物・セミナー

「台湾投資ガイド」について



これから台湾に進出する場合も、既に台湾に進出している場合も、台湾における会計、税制(法人・個人)、会社法、労働基準法、再編・上場関係など、把握しておきたい台湾制度が凝縮された一冊です。日文の他、中文もあるので、現地台湾人との討論やコミュニケーションもスムーズです。



EY Taiwan JBSセミナー



EY台湾JBSでは、年2回、日系企業向けにセミナーを開催しています。夏のセミナーでは、主に台湾の新任赴任者向けの基本制度を、冬のセミナーでは決算直前に押さえておきたいポイントを解説しています。また、共に最新の法令アップデートもご紹介しています。

| 時期 | 場所 | セミナー内容 |
|----------------------------|----------|-----------------------|
| 2022年12月8日 | WEBセミナー | 決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート |
| 2022年8月3日 | WEBセミナー | 台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート |
| 2021年12月8日 | WEBセミナー | 決算直前セミナー／台湾法令アップデート |
| 2021年8月25日 | WEBセミナー | 台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート |
| 2020年12月17日 2020年12月15日 | 台北 高雄 | 決算直前セミナー／台湾法令アップデート |

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせていただいておりますEY担当にご連絡をいただくか、または以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡ください。

安永聯合會計師事務所

People Advisory Service

劉惠雯 稅務服務部營運長

02 2757 8888 88858
heidi.liu@tw.ey.com

林鈺芳 執行總監

02 2757 8888 67001
evelyn.lin@tw.ey.com

陳千惠 資深經理

02 2757 8888 65121
grace.chen@tw.ey.com

李中鈺 經理

02 2757 8888 67039
wendy.cy.lee@tw.ey.com

JBS

清本 雅哉 副總經理

02 2757 8888 88830
masaya.kiyomoto1@tw.ey.com

橋本 純也 協理

02 2757 8888 66458
junya.hashimoto@tw.ey.com

持木 直樹 協理

02 2757 8888 20652
naoki.mochigi1@tw.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYの個人情報の収集及び使用方法、個人情報の保護にかかる対応については、ey.com/privacyをご参照ください。さらに詳細な情報については、EYグローバルウェブサイトey.comをご参照ください。

EY台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財団法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2023 EY Taiwan.
All Rights Reserved.

00787-226Jpn
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@

最新情報入手できます。QR codeをご利用ください。

